

令和4年度 第1回 半田市地域福祉計画推進委員会

日 時：令和4年6月2日（木）

10：00～

会 場：市役所大会議室（4F）

1. 開会

2. あいさつ

3. 委嘱状交付

4. 委員長選出

5. 議事

(1) 令和3年度事業報告について … 資料1

(2) ふくし課題プロジェクトについて … 資料2

(3) 重層的支援体制整備事業について … 資料3

6. 事務連絡

7. 閉会

※次回開催予定 日時：令和5年2月2日（木）10時00分～

場所：市役所大会議室（4F）

半田市地域福祉計画推進委員会名簿

区分	氏名	所属(役職)
1 地域住民 (3名)	ミソグチ アキヒロ 溝口 昭弘	地区代表者(亀崎)
	オグリ テルオ 小栗 照夫	地区代表者(乙川)
	ヤマダ タカシ 山田 嵩	地区代表者(青山)
4 社会福祉事業者 (3名)	モリカワ タケヒロ 森川 武彦	社会福祉法人権の木福祉会
	タテイシ ヨシキ 立石 佳輝	社会福祉法人ダブルエッチジー
	ワシノ リンペイ 鷺野 林平	社会福祉法人半田同胞園
7 社会福祉活動者 (3名)	イマイ トモノ 今井 友乃	NPO法人知多地域権利擁護支援センター
	シモムラ ヒロコ 下村 裕子	NPO法人りんりん
	シバタ マサト 柴田 将人	愛知県弁護士会(半田市ふくし"まるごと"会議)
10 事務局(市) (4名)	タケベ マスヨ 竹部 益世	福祉部長
	スギエ シンジ 杉江 慎二	地域福祉課長
	ナイトウ マコト 内藤 誠	地域福祉課
	ヨシザワ ノブ ヒロ 吉澤 伸博	地域福祉課
14 関係課(市) (4名)	ハセガワ ノブカズ 長谷川 信和	生活援護課長
	サワダ ヨシユキ 沢田 義行	高齢介護課長
	ヌマタ マサアキ 沼田 昌明	健康課長
	ミヅ ショウタロウ 三輪 象太郎	子育て相談課長
18 事務局(社協) (3名)	オノダ ヤスシ 小野田 靖	半田市社会福祉協議会 事務局長
	マエヤマ ケンイチ 前山 憲一	半田市社会福祉協議会 事務局次長
	ナカネ ヤスユキ 中根 靖幸	半田市社会福祉協議会

令和 3 年度事業報告について

第 2 次半田市地域福祉計画に係る令和 3 年度の実業報告について、以下のとおり報告します。

第 2 次半田市地域福祉計画の基本目標

基本目標 1 ささえあいの地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、地域の福祉活動基盤の運営継続と発展を支援し、ささえあいの地域づくりを目指します。

基本目標 2 包括的・重層的・伴走的な相談支援

あらゆる福祉分野の相談支援の充実を図るとともに、相談支援機関の連携を深め、複雑・多様な課題や不安を抱える方を早期に発見、包括的・重層的・伴走的に支援する体制の整備を目指します。

基本目標 3 ふくし人財の確保・育成

地域のささえあいから社会福祉事業まで、全ての福祉活動は人の力により成り立っており、その意味で福祉活動従事者は大切な「資産」と言うことができます。広く福祉活動従事者を「ふくし人財」として捉え、その確保・育成を目指します。

基本目標 4 課題解決の仕組みづくり

社会情勢の変化等により生じる新たな課題等について、関係機関と連携・協力して解決の仕組みづくりを目指します。

基本目標 1		ささえあいの地域づくり			
評価指標	項目	2年度	3年度	4年度見込	
		「ふくし井戸端会議」参加者数	352人	420人	450人
		「災害時避難行動要支援者名簿」を活用した防災訓練実施件数	0件	0件	1件
推進施策と主な取組	<p><u>推進施策（1）</u> 地域福祉活動基盤の発展推進</p> <p>■ 主な取組 ■</p> <p>①地域福祉課題の共有と解決に向けた協議の場づくり</p> <p>②地域の住民交流拠点・助け合い活動の発展推進</p> <p>③民生・児童委員、保護司等の活動推進</p> <p><u>推進施策（2）</u> 防災・減災の推進</p> <p>■ 主な取組 ■</p> <p>①災害時避難行動要支援者支援制度の充実</p> <p>②福祉避難所等の整備推進</p>				
	R3年度の取組等（主なもの）	<p><u>推進施策（1）</u> について</p> <p>・令和3年度も新型コロナウイルス予防対策のため、地域課題について協議等する「ふくし井戸端会議」の開催や、地域の交流拠点である「地域ふれあい施設」・「地域サロン」の活動等が制限されることとなりました。</p> <p>・ふくし井戸端会議は、新型コロナウイルスの感染予防に努めながら、市や社協の職員が福祉事業所やサロン等に出向いて参加者等と少人数による話し合いを重ねたり、WEB 会議システムを利用した意見交換を行ったり等、多様な形態で実施しました。（資料1－①参照）</p> <p><u>推進施策（2）</u> について</p> <p>・令和3年度も、自治区等の防災訓練が新型コロナウイルス予防対策のため規模縮小又は中止となるところが多く、災害時避難行動要支援者名簿を活用した訓練は実施されませんでした。</p> <p>・一方、福祉避難所については、令和2年度に改訂した「半田市福祉避難所開設・運営実施要領」に基づき、小規模ながら開設・運営訓練を実施しました。</p>			

ふくし井戸端会議

小学校区単位で、高齢・障がい・子育て・防災等様々な分野の地域課題について話し合い等を行います。

○令和3年度実績

地 区		参加者数	参加者数合計
亀崎	亀崎小学校区	101 人	111 人
	有脇小学校区	10 人	
乙川	乙川小学校区	11 人	11 人
	横川小学校区		
	乙川東小学校区		
半田	半田小学校区	41 人	210 人
	さくら小学校区	26 人	
	岩滑小学校区	87 人	
	雁宿小学校区	56 人	
成岩	成岩小学校区	17 人	30 人
	宮池小学校区	13 人	
青山	板山小学校区	31 人	58 人
	花園小学校区	27 人	



災害時避難行動要支援者名簿

高齢者や障がい者などで、災害時に自力で避難することが特に難しいと思われる方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、平常時から行政と地域の関係機関で情報を共有します。これにより、災害が起きたときの避難支援や安否確認など、災害に対して地域で支えあう体制の強化を目指します。

名簿登録対象者（避難行動要支援者） 登録実人数：2,740 人（うち同意者 1,870 人）
（令和 3 年 4 月 1 日現在）

登録要件	登録者数	うち同意者数
① 要介護認定 3・4・5 の者（特別養護老人ホームに入所し、住所をその施設に移している方を除く。）	1,367 人	878 人
② 身体障がい者手帳の 1・2 級を所持している方のうち、視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・体幹機能障がい等の者	856 人	602 人
③ 療育手帳の A 判定を所持している者	332 人	250 人
④ 精神障がい者保健福祉手帳の 1 級を所持している者	143 人	70 人
⑤ 上記の①～④に掲げる者以外で、本人からの申請により市が状況を確認し、支援が特に必要であると判断した者	430 人	343 人

※①～④の登録者数については、複数項目に重複して該当する方を含みます。

基本目標 2		包括的・重層的・伴走的な相談支援			
評価指標	項目	2年度	3年度	4年度見込	
		「にじいろサポーター養成講座」受講者数 (延べ人数)	-	312人	350人
		「くらし相談室」自立支援件数	695件	605件	396件
推進施策と主な取組	<p><u>推進施策（1）</u> ふくし相談窓口等の拡充</p> <p>■ 主な取組 ■</p> <p>①地域の身近な「ふくし相談窓口」等の拡充</p> <p><u>推進施策（2）</u> 相談支援機関の連携強化等</p> <p>■ 主な取組 ■</p> <p>①相談支援機関の連携強化</p> <p>②就労・住まい・移動等に関する支援の充実</p> <p><u>推進施策（3）</u> 生活困窮者等自立支援の充実</p> <p>■ 主な取組 ■</p> <p>①自立相談支援等の充実</p> <p>②自殺・ひきこもり・虐待・累犯・支援拒否等困難ケースの対応充実</p>				
	R3年度の取組等（主なもの）	<p><u>推進施策（1）</u> について</p> <p>・社協が中心となり、市内福祉事業所等の連携体制を構築し、事業所等による「ふくし相談窓口」の設置などに向けて取り組みました。</p> <p>・にじいろサポーター養成講座については、令和3年度は地域のサロンスタッフを対象に行いました。</p> <p><u>推進施策（2）</u> について</p> <p>・「重層的支援体制整備事業」を社協に委託し、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）が8050問題や中卒無業者等の複合化・複雑化した課題解決に向け取り組みました。</p> <p><u>推進施策（3）</u> について</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、減収や離職等に関する相談が断続的に増えている中、令和2年度に続き、多くの相談者に対して、相談者の状況に応じた自立支援を行いました。</p>			

ふくし相談窓口

福祉に関する困りごと・不安なこと・その他どんなことでも相談できる、住民にとって身近な地域の相談窓口です。



ふくし相談窓口のマグネットを貼った事業所の車

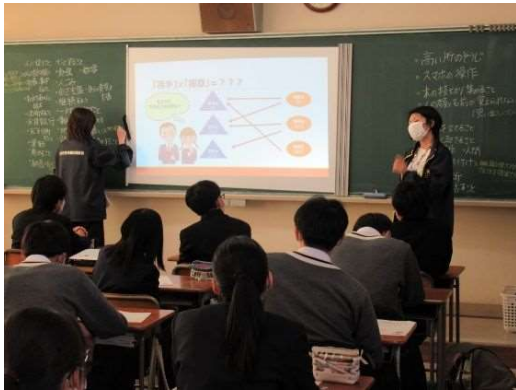


事業所のふくし相談窓口案内掲示

基本目標3 ふくし人財の確保・育成				
評価指標	項目	2年度	3年度	4年度見込
		小・中・高等(専門)学校(全26校)における「ふくし共育」開催校数	14校	17校
推進施策と主な取組	<p><u>推進施策(1) 地域福祉の担い手育成</u></p> <p>■主な取組■</p> <p>①ふくし理解の促進</p> <p>②地域福祉の担い手育成</p> <p><u>推進施策(2) 介護人材等の確保支援</u></p> <p>■主な取組■</p> <p>①介護人材等の確保支援</p>			
	R3年度の取組等(主なもの)	<p><u>推進施策(1) について</u></p> <p>・社協が中心となり、多くの小・中学校及び高校で「ふくし共育」として、認知症キッズサポーター養成講座、「みんなの「得意」×「苦手」 みんなのしあわせ」を考える講座、高齢者・障がい者の理解・交流促進などを実施しました。(資料1-②参照)</p> <p><u>推進施策(2) について</u></p> <p>・市・社協・市内福祉事業所との協働による、学生向けの福祉事業所紹介イベント「ウェルフェアワークス」については、令和3年度は11月・1月・3月に分散型で開催しました。</p>		

ふくし共育

半田市で暮らす全ての方々の「ふ・く・し（ふだんの・くらしの・しあわせ）」の実現を目指し、市内の小・中・高等学校の児童・生徒などを対象にふくし共育を実施し、福祉人材の育成に取り組みます。実施にあたっては、各学校の協力の下、総合学習の授業時間などを利用し、また、地域の障がい者、高齢者などにも講師として参加いただき、子どもたちと共に考え、学び、育ち合い、地域全体の福祉力向上を図ります。



ウェルフェア・ワークス

将来の市内福祉事業所の人材確保を目的として、大学の学生を対象とした福祉事業所紹介イベントを市内の福祉事業所と共催しています。



○開催日程

- ・令和3年11月25日（木） 雁宿ホール「マッチング編 in 半田」
参加者 13名
- ・令和4年1月25日（火） 美浜町・奥田公民館「マッチング編 in 美浜」
参加者 5名
- ・令和4年3月28日（月） 東海市・くらそとカフェ「マッチング編 in 東海」

参加者 6 名

基本目標 4		課題解決の仕組みづくり		
評価指標	項目	2 年度	3 年度	4 年度見込
		ふくし課題プロジェクト実施 件数	1 件	2 件
推進施策と主な取組	<p><u>推進施策（1）</u> 課題解決の仕組みづくり</p> <p>■ 主な取組 ■</p> <p>① ふくし課題プロジェクト</p>			
R3 年度の取組等（主なもの）	<p><u>推進施策（1）</u> について</p> <p>・令和 3 年度は、「災害時避難行動要支援者個別避難計画の作成（モデル実施）」、「居住支援ガイドブック作成と見守り大家さん拡充」の 2 つをテーマに、関係機関等と協議・検討を進めました。（資料 2 参照）</p>			

令和 3 年度ふくし井戸端会議

○亀崎小学校区① 令和 3 年 1 1 月 5 日（金）亀崎地域総合福祉センター

◇大人のふくし共育（勉強会）

ふくしてなあに？ = 「ふだんのくらしのしあわせ」

自分を含めたみんなが主役！お互い様で助け合うことでしあわせに！

◇センターに通い続けるためにあるとよいものは？（交流会）

- ・イベント内容の充実→手芸教室、民間企業（葬儀屋、携帯販売店など）の講座。
- ・多世代交流→イベントに子供を誘ってみる。
- ・相談機能→社協が定期的に相談会を開催する。
- ・現在のこの雰囲気が好き。他愛もない話ができる友達がいるし、今のままで十分！ という意見も。



○亀崎小学校区② 令和 4 年 3 月 1 2 日（土）亀崎公民館

◇亀崎地区に住む方による「安心して暮らすコツ」座談会

何事もなく生活していることに感謝！

地域で住む = (つまり)地域の人たちとしあわせを共有すること！

「ふだんのくらしのしあわせ」は、実は身近で大切なこと！

まずは、自分自身がしあわせであること！

◇亀崎思いやり応援隊（KOO）の活動紹介

KOO は発足から今年で 1 0 年。依頼も年々増加中！一方で隊員が徐々に高齢化しつつある…。老若男女自分自身ができる範囲でぜひ活動に参加していただきたい！



○有脇小学校区 令和 3 年 1 1 月 1 3 日（土）市営緑ヶ丘住宅 集会所

「緑ヶ丘区で「集まる場」を開くなら…？」

◇緑ヶ丘区の地域事情について

- ・若い人はあまり挨拶しない。・住宅で孤独死があつてから、近所の高齢者のことを気にするようになった。・バスで買い物に行くのが大変。・毎週火曜日に新鮮な野菜の販売。

◇集まる場について

- ・以前は集会所でカラオケをやっていた時期もある。・取りまとめてくれる人がいない。
- ・グラウンドゴルフをやったら子供たちもできそう。
- ・なにかやるなら参加したい！

⇒話し合った結果…「集まる場 ～グラウンドゴルフをやってみよう！～」を企画することに。



○乙川中学校区 令和3年11月11日（木）市民交流センター ニコパル

◇乙川地区のささえあい活動について

- ・近所の人困っていたらできる範囲でお手伝いしている。
- ・「話を聞く」こともちょっとした支援なのでは？
- ・お助け隊を組織できるかはさておき、まずは同志で話し合ってみたい。

(地区を限定せず)

- ・介護予防・生活支援協議会のアンケートも参考になりそう。
- ・本当に支援を必要としている人ほど、自覚していないケースが多い。
- ・お手伝いする分野を生業とする民間企業やシルバー人材センター等との役割分担も考えていく必要がある。



○さくら小学校区 令和3年7月～11月

さくら小チェリークラブ、ゆめっこ、昭和桜会、ゲーゴルクラブにアンケート調査

◇半田中学校の生徒が中学校を避難所とする防災訓練に参加していることを知っていますか。

→知っている 23%、聞いたことがある 4%、知らない 73%

この活動は必要だと思いますか。

→必要 88%、わからない 4%、無回答 8%

◇地域の中に歩いて行ける居場所づくりを進めていることを知っていますか。

→知っている 8%、聞いたことがある 8%、知らない 22%

この活動は必要だと思いますか。

→必要 81%、不要 4%、わからない 15%

⇒地域活動についてあまり知られていないが、活動自体は「必要」だと思われる。



○岩滑小学校区 令和3年7月～11月

たち、楽園サロン、ふれあい山ノ神、やなべホビー手芸、やなべっ子食堂、sweet*hug、すみれ、ニチイケアセンター、じょいほーむにアンケート調査

◇自分を含めまわりで困りごとがあったとき、ふくし事業所で専門性のある相談ができるしくみは必要だと思いますか。

→必要 86%、わからない 10%、無回答 4%

<相談したい内容>

介護保険の利用方法、老後や健康に関する相談、介護や相続、家族や近所の人気になること など



◇地域がつながり続けるために「あったらいいな」「知りたいな」と思う講座等があったら教えてください。

地区での事業所見学ツアー、顔見知りが増え、地域のつながりができる取組み、認知症に関する情報、老後不安をなくすような取組み、趣味や余暇活動の講座

◇安心して暮らせる地域になるためには。

・高齢者と乳幼児と一緒に過ごすことが少なくなった。交流できる場があると良い。

・サロンに来る人は高齢世代なので、何とか次の世代につながるよう交流ができると良い。

・コロナ禍でイベントが少なく難しい課題だと思うが、講座でもサロンでも何でもよいので交流する機会をつくる。

○半田小学校区 令和3年7月～11月

ジョブコロボ、ひだまり、みらいカレッジ、WHJ にアンケート調査

◇サロンでサロンスタッフ等に相談したいことがあると伝えたとき、

生活支援コーディネーターにつながるしくみが必要だと思いますか。

→必要 90%、わからない 7%、無回答 3%

◇自分を含めまわりで困りごとがあったとき、ふくし事業所で専門性のある相談ができるしくみは必要だと思いますか。

→必要 90%、わからない 5%、無回答 5%

◇相談したい内容は。

<身近な居場所での相談> 近所や身近な人の困りごと、認知症の人への接し方など。

<専門性のある相談> 介護・介護保険、福祉サービスの利用方法、福祉用具・施設入所など。



○雁宿小学校区 令和3年7月～11月

ひかり友の会、かりやど憩の家、SuSaT、おもちゃ図書館、第二瑞光の里に

アンケート調査

◇地域がつながり続けるために「あったらいいな」「知りたいな」と思う

講座等があったら教えてください。

防災講座、避難場所と一緒にあった高齢者への手助けの方法。

⇒災害を含めた緊急時の対応について、「ひかり友の会」での困りがあるか伺う。

◇災害が起きた時に聴覚障がいの方が不安に思うことは何ですか。

→・避難所にあるコミュニケーションボードは、普段使ったことのない地域の人でも理解し



て使用できるのか。

・コミュニケーションの困難さから、普段から隣近所との関係が希薄なため、自分に何かあっても気づいてもらえないのではないか。

・音の情報入手ができないため、災害に限らず、緊急時にどのように情報収集や通報をしたらよいか。

◇音声以外の情報手段について紹介してください。

Net119 緊急通報システムとコミュニケーション支援アプリを紹介

○成岩小学校区 令和 3 年 1 月 8 日（月）雁宿ホール他

web 会議システム（zoom）を使って意見交換

◇コロナ禍での生活の変化や現在の暮らしについて

・サロンに来る人が減った。・親睦の機会が減った。

・コロナで人と会うことが減った。

・外出時にマスクをしなくてはいけないと気をつけるようになった。

◇人と人がつながっているために

・知らない人でもあいさつをする。・成岩中学校であいさつ運動をしている。

◇Web 会議をした感想

・話しにくい部分はあるが、コロナ禍で人と話をする手段の一つとしてはいい。

・対面にはかなわないけど、使っていきたい。



○宮池小学校区 令和 4 年 3 月 1 7 日（木）西成岩公民館

サロン参加者と意見交換

◇コロナ禍での生活の変化について

・外出している人がとても少ない。

・マスクをしているので、相手の顔がわからない。

・マスクが多く捨てられている。感染の恐れがあるため、拾いたくないし、触りたくない。

◇楽しみ・やりたいこと

・サロン・ポピーに来ること。・遠足のようにみんなでいろいろな所に行きたい。

・マスクを取ってお花見しながらお酒を飲みたい。

◇日頃から心がけていること

・朝、大声で笑う。

・歩くときに腕を後ろに引くことを意識している。

・肩こりにならないように手と腕のつぼをマッサージ。



○板山小学校区① 令和3年12月10日（金）板山公民館

◇板山地区の高齢者・障がい者の事業所／福祉施設について

- ・施設が点在し、どこがどのような施設なのか、地域の人に聞かれてもわからない。
- ・障がい事業所の就労 A 型、就労 B 型と言われてもわからない。
- ・いろいろな事業所を見て回りたい。

⇒地域の施設のことなどの勉強会を今後は開催していきたい。

◇認知症について

- ・認知症の高齢者が道に迷って帰れなくなったケースの報告があった。

夜に行方不明になり、夜中にコンビニで保護された。

⇒認知症の方への対応方法などを学ぶために、行方不明者捜索模擬訓練を実施したい。



○板山小学校区② 令和4年3月10日（木）ふらっとスペース・ならわ

地域の福祉施設（ふらっとスペース・ならわ）についての勉強会

◇施設について

- ・単身者向けの賃貸住宅と介護や福祉の相談窓口、認知症カフェを併設した複合施設。
- ・元々は社員寮としていたマンションで 20 代～30 代の若者や高齢者、身体・知的障がいのある方、介護保険や障がいサービスの受けられない方外国籍の方も住んでいる。
- ・DV で避難してきたが母子寮に入居できない場合や、妊婦の一時的避難として入居も可。
- ・1 階のキッズスペースや相談スペースは一般開放している。



◇日常生活での支援が必要な方の援助

- ・薬の飲み忘れがないように教える、書類の記載方法がわからない方の支援、コロナワクチンの予約代行、給付金の手続き援助など。
- ・集合ポストで郵便物を受け取り、個人に配付。ガスや電気を使っているか等を定期的に確認し、安否確認等行っている。

◇相談窓口について

- ・1 階にふくし相談窓口を設置し、半田市社会福祉協議会や福祉事業所の職員が地域住民の困りごとの相談等を受けている。
- ・相談に来る方は地元では話ができないという市外の方や気軽に来られると言って来る方、また相談事はないが話に来たという方もいる。カフェでお話することもある。

○花園小学校区 令和 3 年 1 2 月 6 日（月）東地区憩いの家
サロン参加者と意見交換

◇楽しみは何がありますか。

- ・手芸や小物（ブローチなど）を作る。・コーラス、社交ダンス。・1 時間の散歩。
- ・週 1 回のサロンでのおしゃべり。・友人との喫茶店通い。・デイサービスでカラオケ。

◇困っていること・気になることはありますか。

- ・巡回バスが知多半田駅に行かない。いろいろな所に停留所があるので、行きたいところまでに行くのに時間がかかる。結果、車が手放せない。
- ・サロンに男性が来ない。
- ・サロンに来たがらない人がいる。
- ・活動している団体に男性が少ない。
- ・口は達者だが、ひざが悪くなり、行動範囲が狭くなった。
- ・地域振興券の使い方・使えるお店がわからない。



	学校名	日時	実施内容	学年	人数
1	半田小学校	10月12日	講話「ふ・く・しの話」	5	84
		10月19日	肢体・視覚・聴覚障がい者理解と体験		
2	さくら小学校	11月1日	みんなの「得意」×「苦手」 みんなの「しあわせ」	5	68
		11月8日			
3	岩滑小学校	11月30日	講話「ふ・く・しの話」	4	67
		12月7日	視覚（ガイド）・聴覚障がい者理解と体験		
4	雁宿小学校	11月16日	講話「ふ・く・しの話」	4	67
		11月25日	肢体・視覚（ガイド）・聴覚障がい者・高齢者理解と体験		
5	乙川小学校	6月28日	講話「ふ・く・しの話」	5	104
		12月15日	肢体・視覚・聴覚障がい者理解と交流		
6	横川小学校	7月13日	講話「ふ・く・しの話」	4	97
		10月6日	肢体・視覚・聴覚障がい者・母子理解と交流		
7	乙川東小学校	5月10日	講話「ふ・く・しの話」	4	107
		7月5日	肢体・視覚・聴覚障がい者・母子理解と交流		
		9月15日	認知症キッズサポーター養成講座		
8	亀崎小学校	6月7日	講話「ふ・く・しの話」/肢体不自由者理解と体験	4	93
		6月14日	講話「ふ・く・しの話」/聴覚障がい者理解と体験	5	107
		7月7日	講話「ふ・く・しの話」/視覚障がい者理解と体験	6	109
9	有脇小学校	10月29日	講話「ふ・く・しの話」/肢体不自由者理解と体験	3	30
			視覚障がい者理解と体験（ガイドヘルプ）	4	23
			聴覚障がい者理解と体験	5	34
			視覚障がい者理解と体験（点字）	6	19
10	宮池小学校	6月23日	不自由体験/「ふ・く・しの話」	4	118
11	成岩小学校	6月9日	肢体・視覚・聴覚障がい者理解と交流/「ふ・く・しの話」	4	100
12	花園小学校	6月7日	認知症キッズサポーター養成講座	4	131
13	板山小学校	6月16日	講話「ふ・く・しの話」/肢体不自由者理解と体験	4	56
		2月2日	認知症キッズサポーター養成講座(オンライン)		
14	板山小学校 ならわ学園分校	12月3日	講話「ふ・く・しの話」 肢体・視覚・聴覚障がい者理解と交流	1~6	25
15	亀崎中学校	11月18日	ふだんのくらしをしあわせに～「得意」×「苦手」= ???～	1	151
16	半田東高等学校	3月16日	ふだんのくらしをしあわせに～「得意」×「苦手」= ???～	1	228
17	半田農業高等学校	3月17日	認知症理解/「ふつう」ってなんだ？	2	187

ふくし課題プロジェクトについて

1. ふくし課題プロジェクトの概要（基本目標 4・推進施策（1）・主な取組①）

社会情勢の変化等により生じる新たな課題や従来から課題と認識していながら未だ有効な対応策が確立できていないものについて、市民・行政・社協・関係機関等からメンバーを選定してプロジェクトチームを結成し、検討会議を重ねて課題解決の仕組みづくりを行うもの。

- ①プロジェクトは、福祉課題に係る関係者間の協議調整の様々な枠組みの一つ。
- ②地域福祉課が事務局となり、検討会議を開催して検討結果を地域福祉計画推進委員会へ報告する。
- ③プロジェクトでの検討は、基本的に課題解決の仕組みづくりまでとする。
- ④プロジェクト案件 1 件に係る検討期間は基本的に 1 か年度以内とする。

2. 令和 3 年度プロジェクト〈実績報告〉

（1）災害時避難行動要支援者個別避難計画の作成（モデル実施）【資料 2 -②～

④参照】

【内容】 要支援者に係る具体的支援者、避難場所・経路、留意点等をあらかじめ定める個別避難計画を試行的に作成する。

【実績】 要支援者のうち、障がいサービス利用者については別途作成の「緊急時・災害時対応プラン」を個別避難計画と位置付け、それ以外の方に係る計画様式や作成方針等について協議。その上で、土砂災害警戒区域に居住の要支援者について、区長・民生委員・ケアマネジャーの同行協力の下、計画のモデル作成を行った。なお、令和 4 年度以降は、当プロジェクトにおける協議・検討結果を基に、地域福祉課が所管部署として計画作成を進めていく。

（2）居住支援ガイドブック作成と見守り大家さん拡充 【資料 2 -⑤～⑦参照】

【内容】 住宅確保要配慮者に係るガイドブックを作成するとともに、地域の見守り大家さんの確保・育成等について協議検討する。

【実績】 市内賃貸住宅事業者等にアンケートを実施し課題抽出を行った上で、支援充実のためのガイドブック作成を行った。なお、令和 4 年度以降は、引き続き各支援機関が相互に連携しながら、住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実を図っていく。

3. 令和4年度プロジェクトの実施案件について

(1) (災害時) 指定避難所・福祉スペースの確保調整

学校体育館等の指定避難所における福祉スペース（高齢者、障がい者、乳幼児等のための区画）の確保及び必要物品の調達等について検討する。

(2) (重層的支援体制整備事業) 参加支援事業の推進（参加の場の創出・拡充）

重層的支援体制整備事業の一つである参加支援事業の充実に向け、社会的に孤立している方の社会参加の場・機会の創出・拡充について検討する。

テーマ:災害時避難行動要支援者個別避難計画作成

区分	所属	氏名	
庁外	半田市社会福祉協議会障がい者相談支援センター	徳山 勝	
	半田市社会福祉協議会包括支援センター	山本 篤史	
	半田市社会福祉協議会包括支援センター	杉浦 友紀	
	ゆうゆうの里（半田市居宅介護支援事業所連絡協議会・会長）	山崎 秀和	
	社会福祉法人椎の木福祉会（半田市地域福祉計画推進委員）	森川 武彦	
	社会福祉法人ダブルエッチジー（半田市地域福祉計画推進委員）	立石 佳輝	
庁内	総務部防災交通課防災減災担当	川村 史織	
	福祉部地域福祉課担当地域福祉担当	内藤 誠	
	福祉部地域福祉課担当障がい者援護担当	瀧本 遼	
	福祉部地域福祉課担当障がい者援護担当	片山 雄貴	
	福祉部生活援護課保護担当	石川 修平	コア
	福祉部高齢介護課介護認定担当	田中 敬子	
	福祉部高齢介護課介護保険担当	広瀬 美帆	
	健康子ども部子育て支援課家庭相談担当	梁川 潤人	コア
健康子ども部子育て支援課家庭相談担当	加藤 真央	コア	
健康子ども部保健センター健康担当	生田 沙織	コア	
事務局	福祉部地域福祉課担当地域福祉担当	吉澤 伸博	
	福祉部地域福祉課担当地域福祉担当	黒野 隼	

記入例

私の避難情報共有シート（案）

ふりがな	はんだ たろう		名簿番号	R3-1234		
氏名	半田 太郎		生年月日	昭和12年10月1日		
住所または 居所	半田市東洋町3-60		(建物名)			
電話番号	自宅	84-0643	携帯	090-xxxx-△△△△	FAX	22-2904
同居家族等	<input type="checkbox"/> いる () <input checked="" type="checkbox"/> いない					
手帳	身体手帳2級(上肢)		要介護区分	要介護3		
あなたの家の 災害リスク	土砂、洪水		避難場所を家族・知人宅とするときは、 名前・続柄・住所を書いてください。			
避難先	災害種別	名称または住所				
	風水害	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 雁宿ホール <input checked="" type="checkbox"/> その他 ↳ (半田次郎(長男)宅 東海市…)	地震	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 雁宿ホール <input type="checkbox"/> その他 ()		
緊急時の 連絡先①	氏名	半田 次郎		続柄	長男	
	住所	東海市…		(建物名) 〇〇マンション101号室		
	連絡先	自宅	052-〇〇〇-xxxx	携帯	080-xxxx-□□□□	
	災害時支援の可否	昼間	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 否	夜間	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
(緊急時の 連絡先②)	氏名	半田 愛子		続柄	長女	
	住所	名古屋市□□区…		(建物名) △△アパート204号		
	連絡先	自宅	052-〇〇〇-xxxx	携帯	090-xxxx-□□□□	
	災害時支援の可否	昼間	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 否	夜間	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 否	
医療・福祉 専門職	かかりつけ医	ケアマネジャー		相談支援専門員		
	半田病院 A先生	B事業所 Cさん		なし		
持ち出し品	<input checked="" type="checkbox"/> 避難袋 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品 (薬名: アリセプト、ワーファリン) <input checked="" type="checkbox"/> ケアプラン<本人控え> <input type="checkbox"/> その他 ()					

避難時に配慮してほしい事項	あてはまるものに☑を入れてください。	
	<input type="checkbox"/> 難病の指定医療費、小児慢性特定疾病医療費の認定を受けている	
	<input type="checkbox"/> 医療機器の装着等をしている	
	<input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない	<input checked="" type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞こえにくい)
	<input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい)	<input checked="" type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい
	<input checked="" type="checkbox"/> 危険なことを判断できない	<input type="checkbox"/> 顔を見ても家族や知人とわからない
	<input checked="" type="checkbox"/> その他	耳元で大きな声でゆっくり話せば聞こえます。 手を引いてあげれば、移動可能。
特記事項、 普段の生活 状況等	<p>普段は1階西側の部屋で過ごしています。寝室は1階東側です。 月・水・金の10時～14時までデイサービスに行っています。 持出品（医薬品等）は玄関の靴箱に入っています。</p>	
自宅から避難先までの経路	<p>所要時間：約 15分（自動車）</p>	<p>簡単な図を記入してください。 Google マップ等のコピーでも可能です。</p>

本計画に記載されている情報について、半田市及び避難支援等関係者等にて保管するとともに、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

令和 3年 10月 2日 【氏名】 半田太郎 (代筆可)

※無記名の場合、平常時から地域の避難支援等関係者等に配付することはありません。

ただし、大規模災害など、緊急を要しやむを得ないと認められるときは避難支援等関係者等に提供します。(災害対策基本法第49条の15第3項)

当初対象者	15名
・施設入所者	▲2名
・病院入院者	▲1名
・緊急時・災害時対応プラン	▲1名
・連絡が取れていないもの	▲3名
→	<u>8名の個別避難計画を作成</u>

○電話	75分	→	1名に約9分
○訪問	310分	→	1名に約39分
○作成	130分	→	1名に約16分

○**個人の負担感**

・本人もしくは家族が記載できる場合は、それほど負担に思わない傾向。

○**民生委員の負担感**

・2名のうち1名は非常に負担と感じ、もう1名はそれほど負担と思わない。

○**区長の負担感**

・1名の同行があったが、そこまで負担とは思わない。

○**ケアマネの負担感**

・1名の同行があった。多少負担と感じる。
ほかに1名のケアマネは、本人に代行して計画を作成。

○**職員の負担感**

作成ができないという高齢者に代わり作成したこと、一部未記載を書き足したことはあったものの、それほど負担とは思わない。

○**計画をみてどう思ったか。**

- ・みんなが協力して助けてくれるんだと思った。
- ・若干の協力はしてくれるのかなと思った。しかし、協力がどこまで広がるのか疑問。
- ・名前が長いと意味がわからない。
- ・わからない。(3名)
- ・特にない。自助が大切といわれるが、何のために計画を作成するのか。
助けに来てもらえないなら作成する必要があるのか。避難所に行けないが計画は必要なのか。
- ・安心する気持ちがあるが、避難所に行けないと思っているため開き直っている気持ち。

○**計画の記載者**

- ・本人 2名
- ・家族 4名
- ・ケアマネ 1名
- ・職員 1名

○**計画は自分で作成できるか。**

- ・本人は字が書けない。(6名)
- ・細かすぎる。避難先を知っている？避難持ち出し品を準備してますか？くらいがいい。

○計画を作成したことで、防災意識は高まったか。

- ・毎日避難の事を考えているが、考え直すきっかけになった。
- ・新たな情報を知ることができた。持ち出し品の置き場所を変えるよう助言してもらえた。
- ・民生委員から常備品に水を準備しておくよう言われた。
避難所に行くのは難しいので、自宅避難の際の情報ももらえた。
- ・以前区の役員をしていたので、防災講座に出るなど防災意識はある。
助けてもらう側になったときにどのくらいまでならお願いできるのか考える。
- ・何も思わない。
- ・特に変わらない。
- ・パーキンソン病と透析を行っているため、避難できない。
被災した場合は看護師に電話することになっているので、変わらない。
- ・避難持ち出し品を持って逃げるのができないため、諦めている部分がある。

○地域の支援者等が計画の作成支援をすることは可能か。

民生委員

- ・地図は面倒だが、職員の聞き取り状況を見て、できそうと思えた。
- ・日常的なアドバイスならいいが、専門的な知識がないため作成は難しい。
職員のようにアドバイザーのような人がいればできる。しかし、本人と民生委員だけだと避難のことなどの話をするが、日常の話をして終わってしまい、ある程度の情報がないとリードできない。

ケアマネ

- ・計画の内容が大きすぎるため、本人が不安になる。細かいことまで何をすればいいかを詳細に記載してあげるといい。
- ・ケアマネのように一般的な用語が本人はわかっていなかった。
- ・ケアプランなどを高齢介護課に提出していて、また連絡先等を記載させるのはいかなものか。
2度手間・3度手間になる。市役所の横の連携はできていないのか。
- ・連絡先は本人に何かあったときに一番に来れる人を書いてもらえるようにしたらどうか。
昔の人は生まれた頃に記載するものだと思います、本人宅から遠い人でも一番に書いてしまう。

●所感

- ・本人が記載できなくても、家族の支援があれば計画を作成できる人が多かった。
- ・民生委員や区長は職員が説明したのを見聞きしたので計画作成の支援はできるように思えるが、作成依頼をしたら負担を感じる方が多いように思われる。
- ・計画名についてはよくわからないといわれる方が半数いたが、安心すると考える人もいた。
- ・計画を作成するだけでは防災意識はそれほど変わらないが、非常持出品・備蓄品についての情報も提供したことで防災意識の変化を感じられた人もいた。
- ・紙ベースで見ているだけではわからない本人の状態や家の状況、また土砂災害区域の状況を見たことにより、計画作成だけではなく、さらに地域の協力を得て避難支援を考えなければいけない世帯があることを感じた。

令和3年度 ふくし課題プロジェクト 名簿

テーマ： 居住支援ガイドブック作成と見守り大家さん拡充

No.	所 属		氏 名
1	推進委員会	NPO法人知多地域成年後見センター	今井 友乃
2	居住支援法人	一般社団法人JAWS	有元 吉野
3		社会福祉法人半田市社会福祉協議会	上口 美智代
4	半田市	福祉部高齢介護課高齢者福祉担当	池尻 沙織（大崎 千尋、大岩 佑輔）
5		福祉部生活援護課保護担当	古川 陽一
6		建設部建築課住宅施設担当	藤井 里重
7	事務局	福祉部地域福祉課地域福祉担当	内藤 誠
8		〃	榊原 沙恵
	オブザーバー	サンユーホーム株式会社/NPO法人菜の花	山田 伸吾

民間賃貸住宅の入居受入に関するアンケート報告

令和4年1月 半田市福祉部地域福祉課

《調査概要》

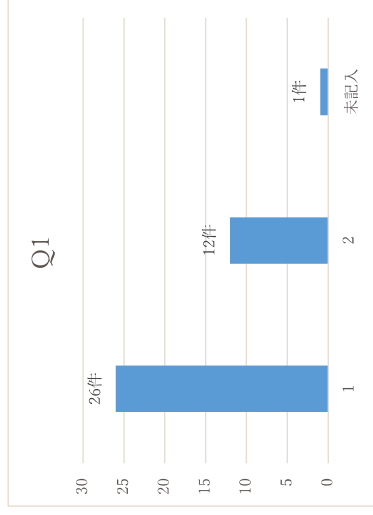
- ◆実施時期：令和3年10月～11月
- ◆調査方法：郵送及びWEB
- ◆調査対象：公益社団法人愛知県宅地建物取引協会知多支部半田ブロックの所属事業所等 108社
- ◆回答数：39件（回答率36.1%）内WEB回答11件

p. 1

I. 回答者に関する質問

問1. 貴社（あなた）が賃貸住宅を所有（又は仲介・管理）しているかお聞かせください。（該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ）

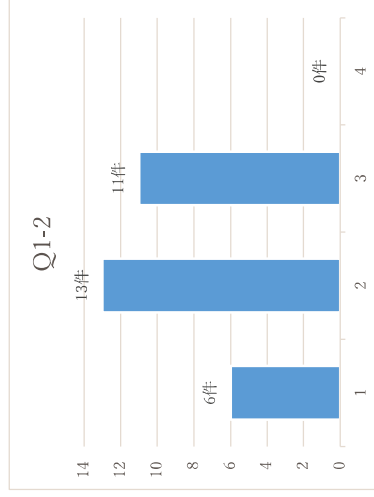
- 1 している ⇒【問1-2へ】
 2 していない ⇒【問1-2へ】



「1.している」が26件（66.7%）、「2.していない」が12件（30.8%）となっています。

問1-2. 貴社（あなた）の立場をお聞かせください。（該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ）

- 1 民間賃貸住宅の大塚（賃貸人）
 2 賃貸住宅の仲介事業者
 3 賃貸住宅の管理事業者
 4 その他（具体的に）
 ⇒【問2へ】



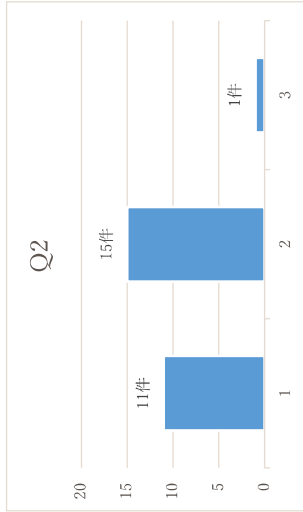
「2.賃貸住宅の仲介事業者」が13件（43.3%）と最も多く、次いで「3.賃貸住宅の管理事業者」が11件（36.7%）となっています。

p. 2

II 契約時の入居条件に関する質問

問2. 貴社（あなた）が所有（又は仲介・管理）する賃貸住宅が賃される際に、連帯保証人の確保を求めていますか。（該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ）

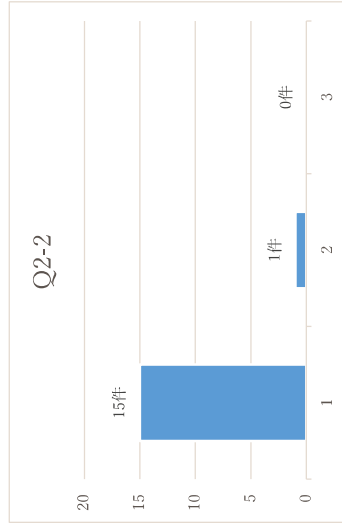
- 1 連帯保証人の確保を求めている ⇒【問2-2へ】
- 2 家賃債務保証サービスの利用があれば連帯保証人を求めている ⇒【問2-4へ】
- 3 連帯保証人の確保も家賃債務保証サービスの利用も求めている ⇒【問3へ】



「2. 家賃債務保証サービスの利用があれば連帯保証人を求めている」が15件（55.6%）と最も多い結果となっています。

問2-2. 問2で連帯保証人の確保を求めている場合、求めている連帯保証人の人数は何人以上か。（該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ）

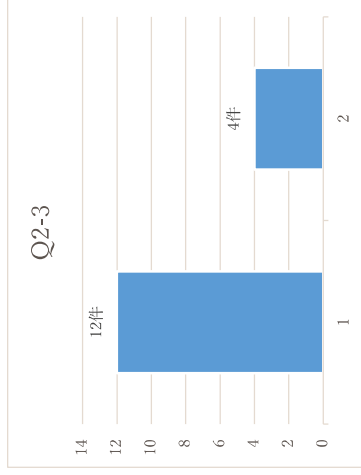
- 1 1人
 - 2 2人
 - 3 3人以上
- ⇒【問2-3へ】



「1.1人」が15件（93.8%）、「2.2人」が1件（6.2%）となっています。

問2-3. 問2で連帯保証人の確保を求めている場合に、併せて緊急連絡先の確保を求めていますか。（該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ）

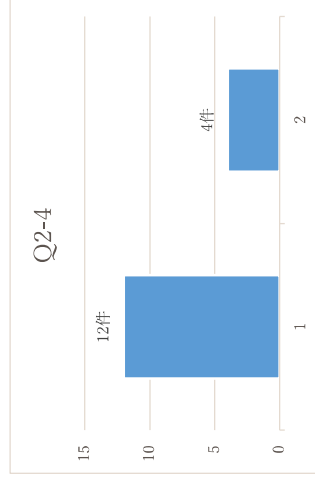
- 1 緊急連絡先の確保を求めている ⇒【問4へ】
- 2 緊急連絡先の確保を求めている ⇒【問6へ】



「1. 緊急連絡先の確保を求めている」が12件（75.0%）、「2. 緊急連絡先の確保を求めている」が4件（25.0%）となっています。

問2-4. 問2で家賃債務保証サービスの利用があれば連帯保証人を求めている場合、家賃債務保証会社等の審査が通らなかった際に、別の保証会社等での審査を求めていますか。（該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ）

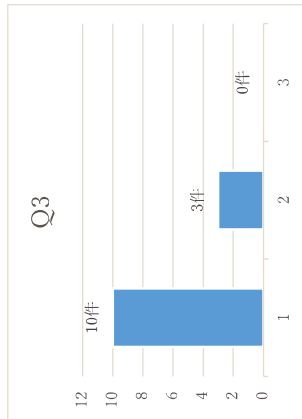
- 1 認めている
 - 2 認めていない
- ⇒【問3へ】



「1. 認めている」が12件（75.0%）、「2. 認めていない」が4件（25.0%）となっています。

問3. 問2で連帯保証人を求めている場合、緊急連絡先の確保を求めていますか。(該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ)

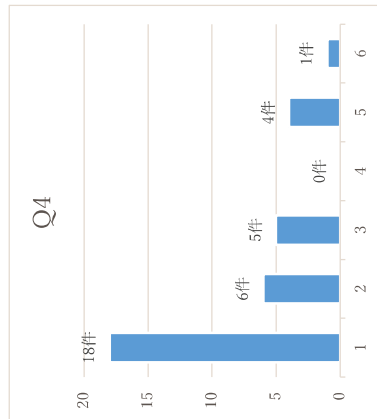
- 1 緊急連絡先の確保を求めている ⇒【問4へ】
- 2 家賃債務保証サービス会社等において、緊急連絡先の確保を求めている ⇒【問4へ】
- 3 緊急連絡先の確保を求めている ⇒【問6へ】



「1. 緊急連絡先の確保を求めている」が10件（76.9%）、「2. 家賃債務保証サービス会社等において、緊急連絡先の確保を求めている」が3件（23.1%）となっています。

問4. 問2及び問3で緊急連絡先の確保を求めている場合に、緊急連絡先としてどのような条件を定めていますか。(該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ)

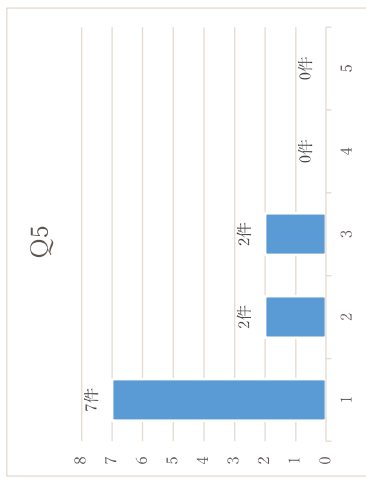
- 1 親族 ⇒【問6へ】
- 2 友人・知人 ⇒【問6へ】
- 3 企業や民間団体などの法人 ⇒【問6へ】
- 4 その他（具体的に） ⇒【問6へ】
- 5 特に条件は定めていない ⇒【問6へ】
- 6 家賃債務保証会社等が定めている ⇒【問5へ】



「1. 親族」が18件（52.9%）と最も多く、次いで「2.友人・知人」が6件（17.6%）となっています。

問5. 問4で家賃債務保証会社等が定めている場合に、家賃債務保証会社等において緊急連絡先としてどのような条件を定めていますか。(該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ)

- 1 親族
- 2 友人・知人
- 3 企業や民間団体などの法人
- 4 その他（具体的に）
- 5 分からない ⇒【問6へ】



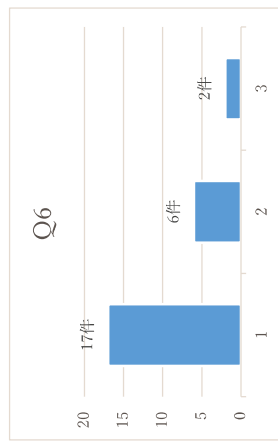
「1. 親族」が7件（63.6%）と最も多く、次いで「2.友人・知人」「3.企業や民間団体などの法人」がそれぞれ2件（18.2%）となっています。

III 住宅確保要配慮者による入居トラブルに関する質問

貴社（あなた）が所有（又は仲介・管理）する賃貸住宅において、住宅確保要配慮者の入居による以下のトラブルの経験の有無をお聞かせください。

問6. 住宅確保要配慮者による家賃滞納に関するトラブルについて経験したことがありますか。(該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ)

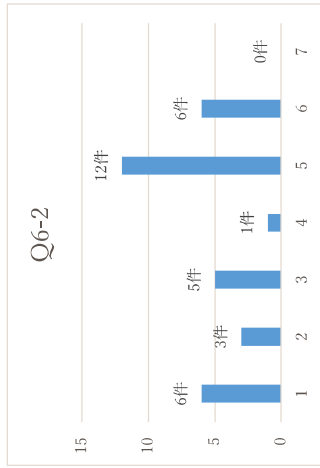
- 1 経験あり ⇒【問6-2、3、4へ】
- 2 経験なし ⇒【問7へ】
- 3 分からない ⇒【問7へ】



「1. 経験あり」が17件（68.0%）、「2.経験なし」が6件（24.0%）となっています。

問6-2. 問6の経験がある場合、それはどいった世帯でしたか。(該当する住宅確保配慮者の世帯種別の番号に○印を付けてください。○はいくつでも)

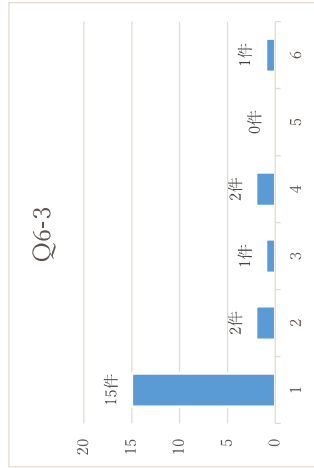
- 1 高齢者のみの世帯
 - 2 障がい者のいる世帯 (身体・知的・精神 ※該当するものに○印を付けてください。)
 - 3 子育て世帯
 - 4 ひどい親世帯
 - 5 所得の低い世帯
 - 6 外国人世帯
 - 7 その他 (具体的に)
- ⇒【問6-3へ】



【5.所得の低い世帯】が12件(36.4%)と最も多く、次いで【1.高齢者のみの世帯】【6.外国人世帯】がそれぞれ6件(18.2%)となっています。

問6-3. 問6の経験がある場合、どいったことで一番苦慮しましたか。(該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ)

- 1 滞納家賃の回収
 - 2 連帯保証人や緊急連絡先との連絡
 - 3 家賃債務保証や損害保険の手続
 - 4 明渡し請求の手続
 - 5 相談窓口がない又はは分からない
 - 6 その他 (具体的に)
- ⇒【問6-4へ】



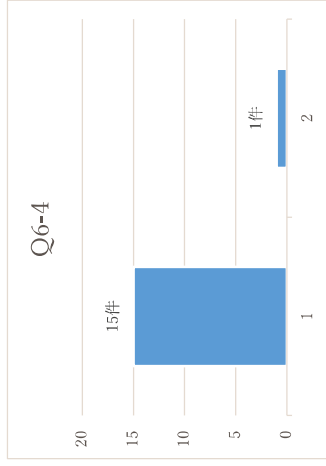
その他回答

騒音、臭い、ゴミ出しや共有スペースを専有するなどのルールが守れない人に苦慮する。

【1.滞納家賃の回収】が15件(71.4%)と最も多く、次いで【2.連帯保証人や緊急連絡先との連絡】【4.明渡し請求の手続】がそれぞれ2件(9.5%)となっています。

問6-4. 家賃滞納に関するトラブルを経験し、居住権などの法律知識について学ぶ必要があると考えたことはありますか。(該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ)

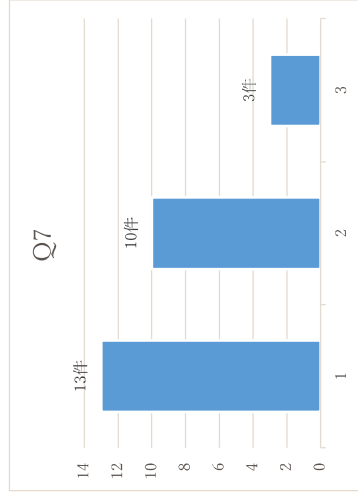
- 1 ある
 - 2 ない
- ⇒【問7へ】



【1.ある】が15件(93.8%)、「2.ない」が1件(6.2%)となっています。

問7. 住宅確保配慮者による近隣住民とのトラブルや住宅の使用方法・マナー違反等に関するトラブルについて経験したことがありますか。(該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ)

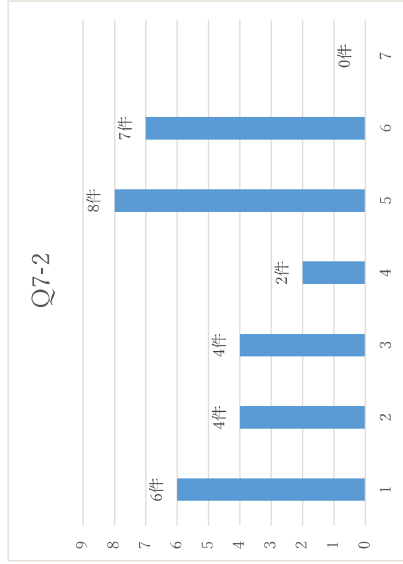
- 1 経験あり ⇒【問7-2、3へ】
- 2 経験なし ⇒【問8へ】
- 3 分からない ⇒【問8へ】



【1.経験あり】が13件(50.0%)、「2.経験なし」が10件(38.5%)となっています。

問7-2. 問7の経験がある場合、それはどういった世帯でしたか。(該当する住宅確保配慮者の世帯種別の番号に○印を付けてください。○はいくつでも)

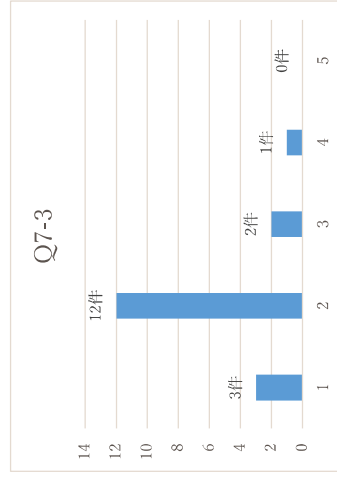
- 1 高齢者のみの世帯
 - 2 障がい者のいる世帯 (身体・知的・精神 ※該当するものに○印を付けてください。)
 - 3 子育て世帯
 - 4 ひどい親世帯
 - 5 所得の低い世帯
 - 6 外国人世帯
 - 7 その他 (具体的に)
- ⇒【問7-3へ】



「5.所得の低い世帯」が8件 (25.8%) と最も多く、次いで「6.外国人世帯」が7件 (22.6%) となっています。

問7-3. 問7の経験がある場合、どういったことで一番苦慮しましたか。(該当する番号に○印を付けてください。○はいくつ)

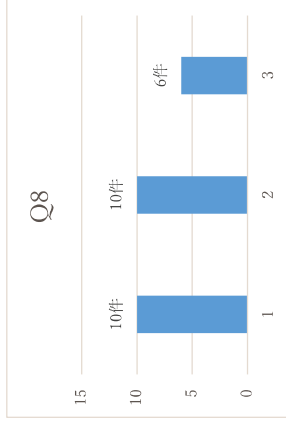
- 1 連帯保証人や緊急連絡先との連絡
 - 2 近隣住民からの苦情の対応
 - 3 補修、修繕などの対応
 - 4 相談窓口がない又は分からない
 - 5 その他 (具体的に)
- ⇒【問8へ】



「2.近隣住民からの苦情の対応」が12件 (66.7%) と最も多い結果となっています。

問8. 住宅確保配慮者による孤独死や自殺など居室内の死亡について経験したことがありますか。(該当する番号に○印を付けてください。○はいくつ)

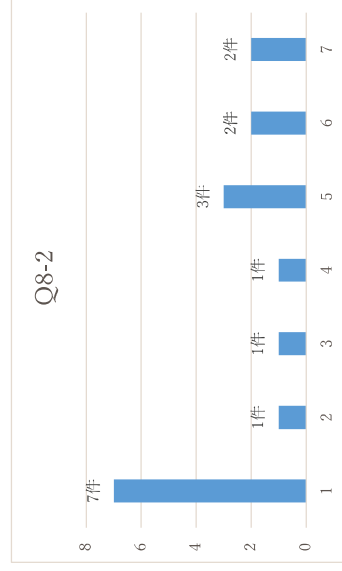
- 1 経験あり ⇒【問8-2、3へ】
- 2 経験なし ⇒【問9へ】
- 3 分からない ⇒【問9へ】



「1.経験あり」が2.経験なし」がそれぞれ10件 (38.5%) となっています。

8-2. 問8の経験がある場合、それはどういった世帯でしたか。(該当する住宅確保配慮者の世帯種別の番号に○印を付けてください。○はいくつでも)

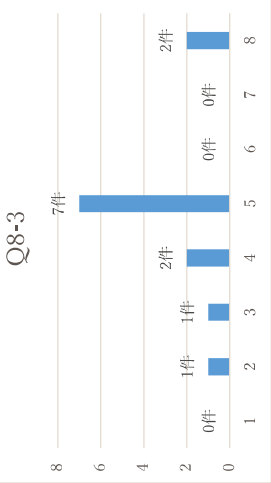
- 1 高齢者のみの世帯
 - 2 障がい者のいる世帯 (身体・知的・精神 ※該当するものに○印を付けてください。)
 - 3 子育て世帯
 - 4 ひどい親世帯
 - 5 所得の低い世帯
 - 6 外国人世帯
 - 7 その他 (具体的に)
- ⇒【問8-3へ】



その他回答
 単身世帯
 一人暮らし

「1.高齢者のみの世帯」が7件 (41.2%) と最も多い結果となっています。

問 8-3. 問 8 の経験がある場合、どういったことで一番苦慮しましたか。(該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ)



- 1 連帯保証人や緊急連絡先との連絡
- 2 行政や警察などの手続
- 3 残置物の処分
- 4 損害（原状回復）などの費用負担
- 5 長期間の空室損失
- 6 家賃債務保証や損害保険の手続
- 7 相談窓口がない又はは分からない
- 8 その他（具体的に)

⇒【問 9 へ】

その他回答

相続人がすみやかに対応してくれて問題なし
告知事項等が発生したことによる新規の入居者確保

「5. 長期間の空室損失」が 7 件（53.8%）と最も多い結果となっています。

IV 住宅確保要配慮者の入居受入状況に関する質問

問 9. 貴社（あなた）が所有（又は仲介・管理）する賃貸住宅において、通常の入居審査以外の理由で入居を受け入れたくないと考える住宅確保要配慮者の世帯はありますか。下表の「入居を受け入れたくないと考える」欄へ住宅確保要配慮者の世帯種別ごとに○印をつけてください（○はいくつでも）。また、入居を受け入れたくないと考える理由に、それはどういった理由からですか。下表の「入居を受け入れたくないと考える理由」欄の該当する住宅確保要配慮者の世帯種別へ、○印を付けてください（○はいくつでも）。

世帯種別の順位：1位○、2位○、3位△

住宅確保要配慮者の世帯種別	7人未満で入居を受け入れたくない	入居を受け入れたくないと考える理由 〔該当項目に○印をお願いします。○はいくつでも〕																		
		①家賃の支払いに 対する不安	②衛生面や火災等 の不安	③調性に住民との協 調に不安	④孤独死などの不 安	⑤認知能力や障が い特性への不安	⑥真なる習慣や言 語への不安	⑦保証会社の審査 に通らない	⑧特に理由はない	⑨その他下記に具 体的内容を記載										
高齢者のみの世帯	16	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がい者のいる世帯 (身体・知的・精神 いずれか○)	24	1	2	5	2	5	2	5	2	5	1	3	0	4	○	○	○	○	○	○
子育て世帯	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ひとり親世帯	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所得の低い世帯 (生活保護受給世帯など)	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
外国人世帯 (留学生を含む)	15	1	2	5	1	0	8	6	0	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他（具体的に ()	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	13	13	13	13	12	11	11	11	27	0	14	0	14	0	14	0	14	0	14	0

⑩その他（理由）
 大声を出す、自殺。
 残置処分・原状復帰費の負担
 全員外国人世帯となるとまず言葉が厳しい。家賃支払に対する不安。生活習慣の違い。ゴミ出し。

「障がい者のいる世帯」が24件(30.0%)と最も多く、次いで「高齢者のみの世帯」が16件(20.0%)となっています。
理由別の合計としては、「①保証会社の審査に通らない」が27件(23.7%)と最も多い結果となっています。

V 住宅確保要配慮者の受入に係る必要な取組に関する質問

問10. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居受入を進めるため、住宅確保要配慮者への支援・サポート等としてどのような取組が必要とお考えですか。世帯種別ごとに特に必要と思う支援策を3つまで選び、○印を付けてください。

世帯種別の順位：1位◎、2位○、3位△

住宅確保要配慮者の世帯種別	住宅確保要配慮者に必要と思う支援 (該当項目に○印をお願いします。○は3つまで)							⑦ 体系的な内容を記載
	① 物件の受け入れ情報提供	② 家賃負担の軽減	③ 入居時のサポート	④ 活動的な見守りや定期的な見守り	⑤ 財産管理の支援	⑥ 急遽連絡先や緊急支援の確保	⑦ 体系的な内容を記載	
高齢者のみの世帯	△	△	△	◎	△	○	○	1
障がい者のいる世帯 (身体・知的・精神 いずれかに○)	6	2	7	◎	6	○	○	1
子育て世帯	△	4	6	○	3	◎	◎	0
ひとり親世帯	4	5	6	△	4	◎	△	0
所得の低い世帯 (生活保護受給世帯など)	4	6	6	○	12	△	△	0
外国人世帯 (留学生を含む)	△	3	◎	○	4	◎	◎	0
その他(具体的に)	0	△	△	○	△	◎	◎	△
合計	29	25	31	67	34	51	51	3

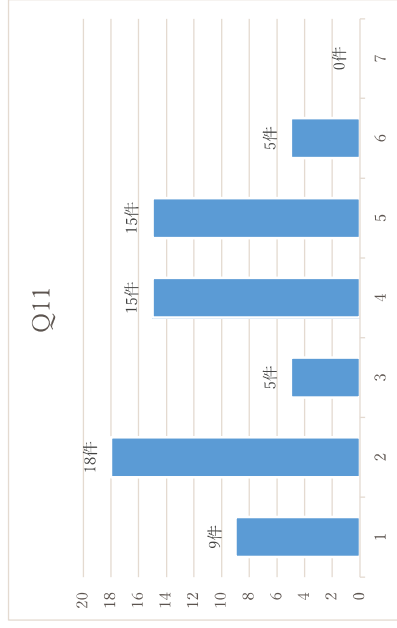
⑦その他(理由)

安否確認
障がいの程度によって変化する。

理由別の合計としては、「④入居者への定期的な見守りや生活支援」が67件(27.9%)と最も多い結果となっています。次いで、「⑥連帯保証人や緊急連絡先の確保に係る支援」が51件(21.3%)となっています。

問11. 住宅確保要配慮者の入居受入に対する不安解消のため、民間賃貸住宅の大家さんや不動産事業者への支援・サポート等としてどのような取組が必要とお考えですか。特に必要と思う支援策を3つまで選び、該当する番号に○印を付けてください。

- 1 入居者とのトラブルに関する大家さん・不動産事業者の相談窓口
- 2 死亡時の残置物処分の手続に関するサポート
- 3 家賃債務保証や損害保険の商品に関する情報提供
- 4 入居者に対する見守りや支援制度などに関する情報提供
- 5 住宅改修費や家賃低廉化、家賃債務保証料低廉化などへの国・地方自治体からの補助
- 6 住宅確保要配慮者を受け入れるためのガイドブックなどの作成
- 7 その他(具体的に)



「2. 死亡時の残置物処分の手続に関するサポート」が18件(26.9%)と最も多く、次いで「4. 入居者に対する見守りや支援制度などに関する情報提供」が15件(22.4%)となつていま

問 1 2. 住宅確保要配慮者の入居支援の取組などについて、ご意見・ご要望等がありましたらご自由にお書きください。

入居支援の取組み等としていただいた主なご意見・ご要望は以下のとおりです。

入居支援するのであれば、自力で家賃を始め生活が出来るように仕事の紹介等も必要で片手落ちです。特に一部の外国人は日本で住むのであればそのルールを守る努力をする必要があります。その指導も出来なければ受け入れに慎重になります。
半田市の地域福祉課、生活支援課等の支援があれば特に問題はないものと考えています。
大家さんに対して「研修会」が必要。
宅健協会知多支部半田ブロック会員です。アンケート結果のフィードバック等改めて対話の機会があればと思います。


 はんだ

～ 家主さん・賃貸住宅事業者さん向け ～

居住支援ガイドブック

高齢者・障がいのある方・外国籍の方などの入居に役立つ情報をまとめました！

住宅確保要配慮者（※1）の受け入れにあたって、不安なことや困ったことがあれば、先ずは下記の支援機関等にご相談ください。利用可能な各種サービスのご紹介や関係機関との連絡調整等を行います。

また、このガイドブックには、貸主等の皆様が不安に思われることなどをQ&A方式でまとめありますので、ご活用ください。

（※1）住宅確保要配慮者とは、低額所得者、高齢者、障がいのある方、子どもを養育している方、被災者、その他住宅の確保に特に配慮を要する方で、住宅を自力で確保することが難しい方やその確保に支援が必要な方々のことです。

支援機関

■ 全般的なこと【居住支援法人（※2）】



← 一般社団法人 JAWS 0120-987-618



→ 半田市社会福祉協議会【居住支援専用ダイヤル】 080-5665-4310



（※2）居住支援法人とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人（都道府県が指定するもの）のことです。



■ 高齢者に関すること

- ・半田市包括支援センター 0569-23-8144
- ・半田市役所高齢介護課高齢者福祉担当 0569-84-0648

■ 障がい者に関すること

- ・半田市障がい者相談支援センター 0569-21-5585
- ・半田市役所地域福祉課障がい者援護担当 0569-84-0643

■ ひとり親家庭に関すること

- ・半田市役所子ども育成課児童福祉担当 0569-84-0658

■ 生活困窮者に関すること

- ・半田市役所生活援護課暮らし相談担当 0569-84-0677

■ 生活保護制度に関すること

- ・半田市役所生活援護課保護担当 0569-84-0655

■ 外国籍の方に関すること

- ・半田市役所市民協働課市民協働担当 0569-84-0609



1 全般に関するQ&A

Q1 住宅セーフティネット制度とは何ですか。また、この制度を活用することには、貸主等にとって、どのようなメリットがありますか？


A1 住宅セーフティネット制度とは、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅について、貸主等が都道府県等に登録し、その情報が住宅確保要配慮者等に広く提供されるという仕組みの制度のことです。貸主等の皆さんには次のようなメリットがあります。

- ◆登録した住宅が専用ホームページに掲載され、広く周知されます。
- ◆居住支援法人等の支援機関のネットワークによって入居者が確保しやすくなります。
- ◆一定の要件のもと改修費等への補助が受けられます。

さらに、住宅確保要配慮者（要配慮者）を受け入れる際のノウハウや支援機関とのネットワークが得られることで、安定的な賃貸経営につながると考えられます。

※改修費等の補助を受ける場合、入居者を要配慮者に限ること等が必要ですが、受け入れる要配慮者の属性については、選択したり、条件を付けたりすることができます。

【参考】

・住宅セーフティネット制度に登録した住宅の情報は、国土交通省が管理する専用ホームページに掲載されていますので参考としてください。 [専用ホームページはこちら](#) ⇒ 

【制度に関する問い合わせ先】

・国土交通省住宅局住宅総合整備課又は安心居住推進課 03-5253-8111（代表）

Q2 要配慮者を受け入れるにあたって不安なこと、困ったことがある場合、どこに相談すればよいですか？

A2 各支援機関（P.1参照）にご相談ください。相談内容に応じたアドバイスや、各種支援制度の紹介などを行っています。

2 入居前・契約時のQ&A

Q3 契約にあたってサポートが必要な要配慮者の場合、どこに相談すればよいですか？

A3 居住支援法人にご相談ください。それぞれの要配慮者の状況に応じて、契約時の立会いその他の必要なサポートを行ったり、要配慮者の属性に応じた支援機関の紹介を行っています。

Q4 契約にあたって連帯保証人がいない場合、どうすればよいですか？

A4 家賃滞納等の金銭的な保証については、家賃債務保証会社を利用することが考えられます。適正な業務を行う家賃債務保証会社については、国土交通省の登録制度があり、登録された保証会社の情報が提供されています。

なお、入居者加入の家財保険や家賃債務保証、賃貸人加入の損害保険等による補償内容は、残置物の処理費用等を含めて、商品によって異なりますので、お気をつけください。

【参考】

・家賃債務保証業者登録制度とは、一定の要件（家賃債務保証業を5年以上継続していること等）を満たす家賃債務保証業者を国が登録し、その情報を公表することにより、家賃債務保証業者選択の判断材料として活用することが可能となる制度です。

◆[国土交通省の家賃債務保証業者登録制度はこちら](#) ⇒



Q5 契約にあたって緊急連絡先がない場合、どうすればよいですか？

A5 居住支援法人にご相談ください。居住支援法人が一定の条件の下で緊急連絡先の役割を担ったり、そうした役割を担う支援機関等の紹介を行っています。

【参考】

・「入居者情報シート」を作成し、支援者や利用施設を確認することで緊急連絡先となり得る関係者を把握できます。◆[「入居者情報シート」のサンプルはこちら](#) ⇒

・また、入居者の急病・急変等に対応する緊急連絡先の役割については、NPO法人や民間企業等が実施する定期的な訪問、感知センサー等による緊急通報装置の設置、警備会社の駆け付けサービスの利用等により補うことができます。



3 入居中のQ&A

Q6 入居者によるマナー違反やトラブル等があった場合、どうすればよいですか？

A6 まずは、事実確認が必要ですので、管理会社や連帯保証人にも相談することが望まれます。問題を把握した上で、本人にトラブル等を解決するために必要な是正等を求めてください。

入居者と貸主等との信頼関係が損なわれた程度によっては、貸主等から嚴重注意や契約解除ができる場合もありますので、必要に応じて、管理会社、弁護士、司法書士や行政書士等にご相談ください。

【未然防止】

・「入居のしおり」を作成し、契約時に理解を求めておくことがトラブルの未然防止に有効です。

[◆「入居のしおり」のサンプルはこちら ⇒](#)



・契約時に入居者の面談、連帯保証人への事前確認等を行い、「入居者情報シート」を作成することは、トラブル防止や円滑な解決等にも役立ちます。

・外国籍の方には、外国語によるお知らせ(貼り紙等)によって生活ルールを周知することも有効です。半田市が作成した「外国人生活ガイドブック」もご活用ください。

[◆半田市外国人生活ガイドブックはこちら ⇒](#)



Q7 入居者が家賃等を払えなくなった場合、どうすればよいですか？

A7 家賃の滞納には早期対応が重要で、まずは原因等の把握が望めます。その内容によっては、各種支援制度を活用することが滞納の解決に有効となります。入居者が生活に困窮している様子が見えれば、生活困窮者自立支援制度をご紹介ください（半田市生活援護課くらし相談担当[0569-84-0677]）。住居確保給付金や生活保護制度等の必要な支援につなげます。

なお、既に滞納となった家賃の回収については連帯保証人にご連絡ください。

【参考】

・(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会が生活困窮者及び生活保護受給者に関するガイドブックを作成しています。

[◆生活困窮者支援ガイドブックはこちら ⇒](#)



[◆生活保護受給者ガイドブックはこちら ⇒](#)



Q8 生活保護受給者が家賃等を滞納した場合、どこに相談すればよいですか？

A8 半田市生活援護課保護担当[0569-84-0655]に連絡し、生活保護受給者に支給される住宅扶助費等を、直接、大家さん等に支払う代理納付制度の利用などについてご相談ください。

【参考】

住宅セーフティネット制度に登録する際、生活保護受給者の入居を受け入れることとする場合には、「代理納付制度の利用」を条件とすることも可能です。

Q9 家賃等の滞納を理由に明渡請求を行いたい場合、どうすればよいですか？

A9 入居者とのトラブルを回避するためにも、円満・円滑な解決に向けて対応することが望めます。必要に応じて、管理会社、弁護士、司法書士や行政書士等にご相談ください。

Q10 入居者に連絡が取れない場合、どこに連絡すればよいですか？

A10 まずは、緊急連絡先にご連絡ください。緊急連絡先に連絡が取れず、早急な対応が必要と思われる場合には警察等にご連絡ください。

【未然防止】

・入居者が旅行や入院によって、長期にわたり不在にする場合もあるので、契約時に「1週間以上不在にする場合には賃貸人や管理会社へ事前に通知すること」といった文書を交わしておくことをおすすめします。

◆「入居時に交わす文書」のサンプルはこちら ⇒



4 退去時のQ&A

Q11 単身の入居者が亡くなった場合、どうすればよいですか？

A11 緊急連絡先、相続人や連帯保証人がいれば、ご連絡の上、対応をお願いしてください。単身の入居者で身寄りがない場合、まずは警察にご連絡ください。その後、入居者の状況に応じて必要な諸手続きが行われます。

Q12 相続人や連帯保証人のいない入居者が亡くなった場合、残置物の処理や原状回復はどうすればよいですか？

A12 残置物については、入居時の契約において、その処理に関する条項を設けておくことが考えられます。

また、相続人のいない入居者の残置物については、関係法令にのっとり、相続財産管理人の選任の申立て等を行うこととなります。なお、残置物は一般的に次のように分類され、それぞれ取り扱いが異なります。詳しくは、弁護士、司法書士や行政書士等にご相談ください。

- ◆ 金銭的な価値があるものや入居者の関係者にとっては価値があるもの
- ◆ その他の生活ゴミ等

なお、残置物処理や原状回復の費用については、入居者加入の家財保険や家賃債務保証、賃貸人加入の損害保険等によって補償される場合もあります。

※家財保険等による補償内容は、商品によって異なりますので、お気をつけください。

【参考】

・(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会が残置物に関するガイドブックを作成しています。

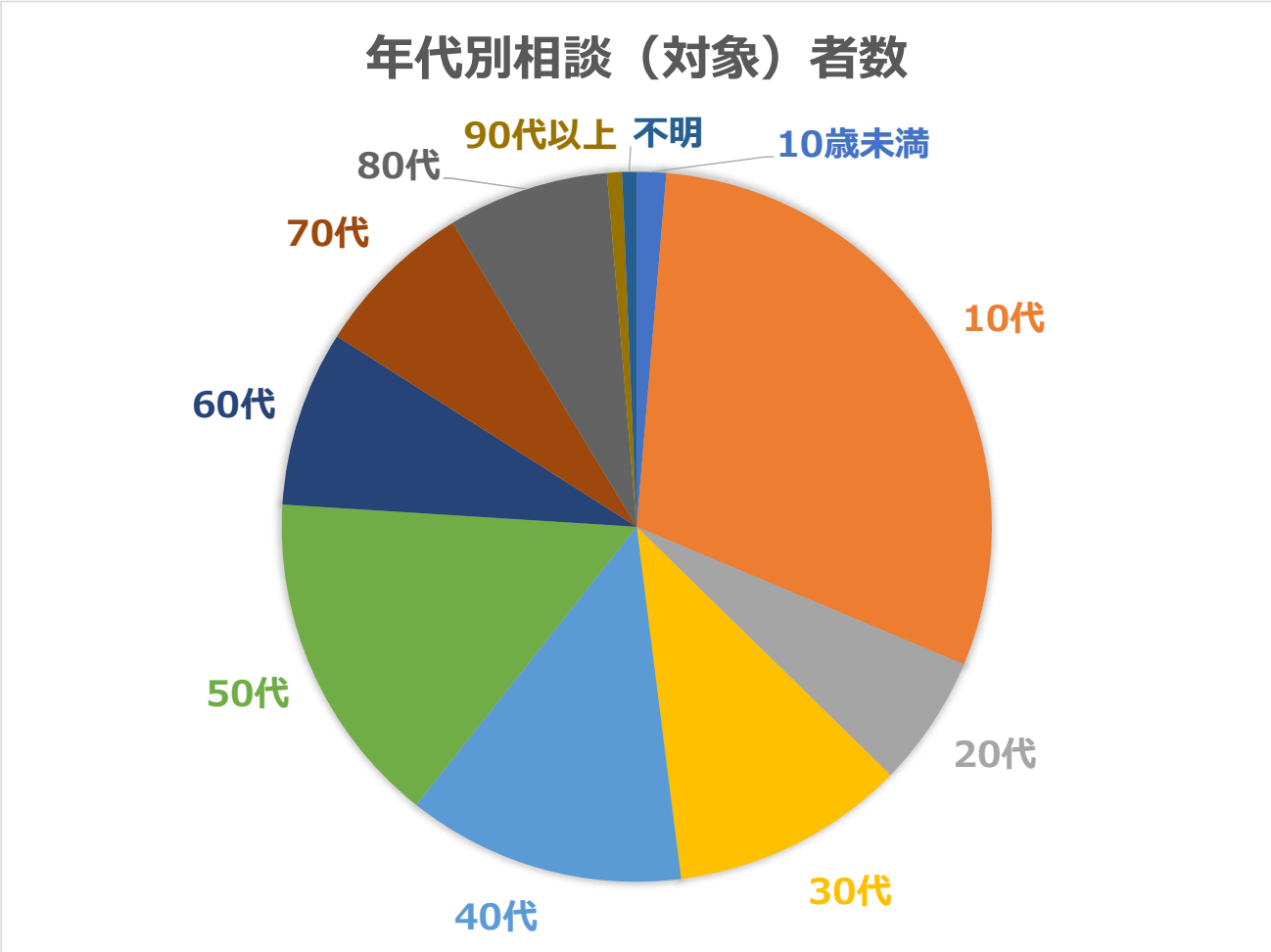
◆残置物ガイドブックはこちら ⇒



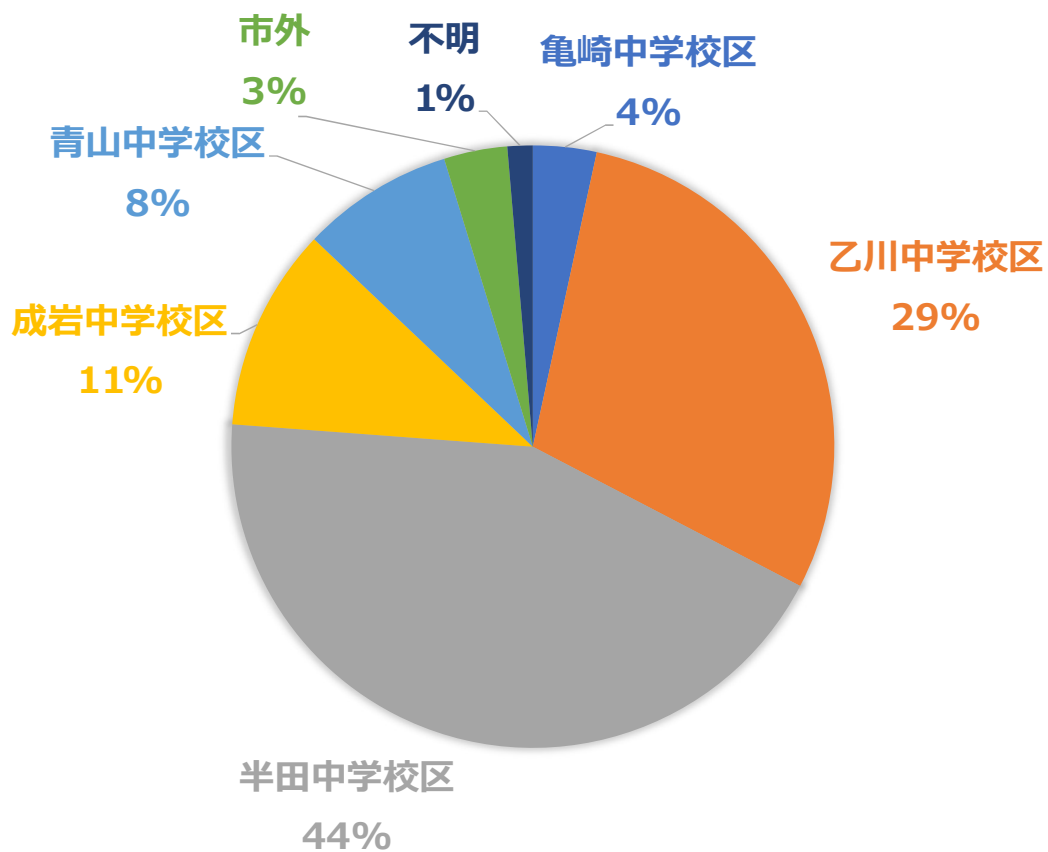
重層的支援体制整備事業 (移行準備)

令和3年度 相談実績

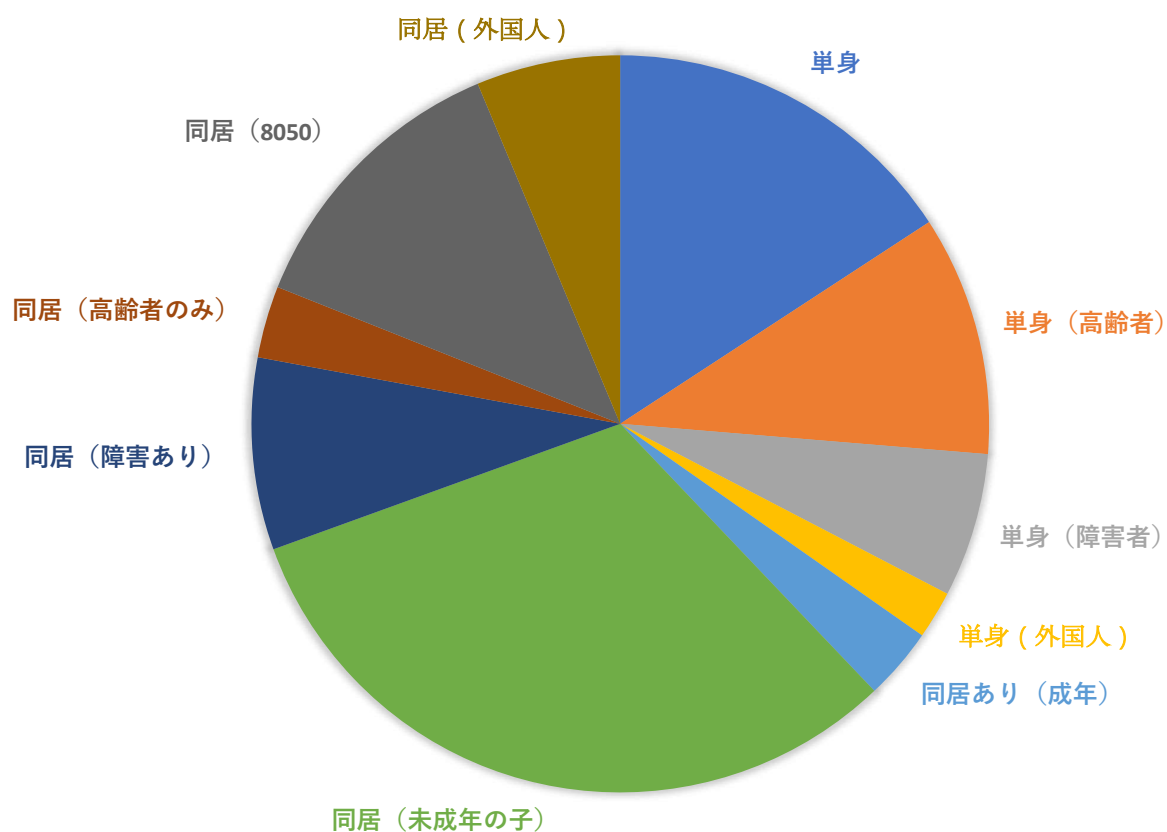
受託先：社会福祉法人半田市社会福祉協議会



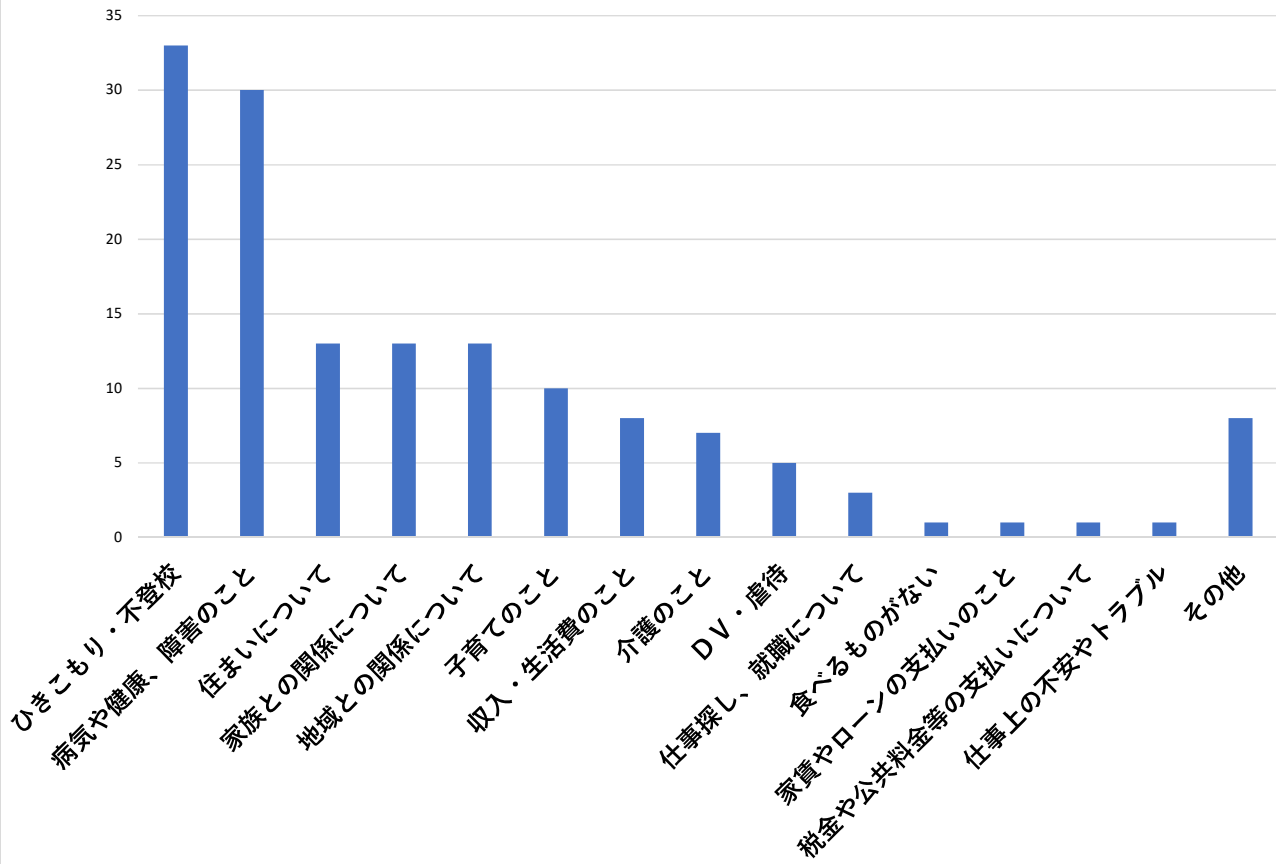
地区別相談者数



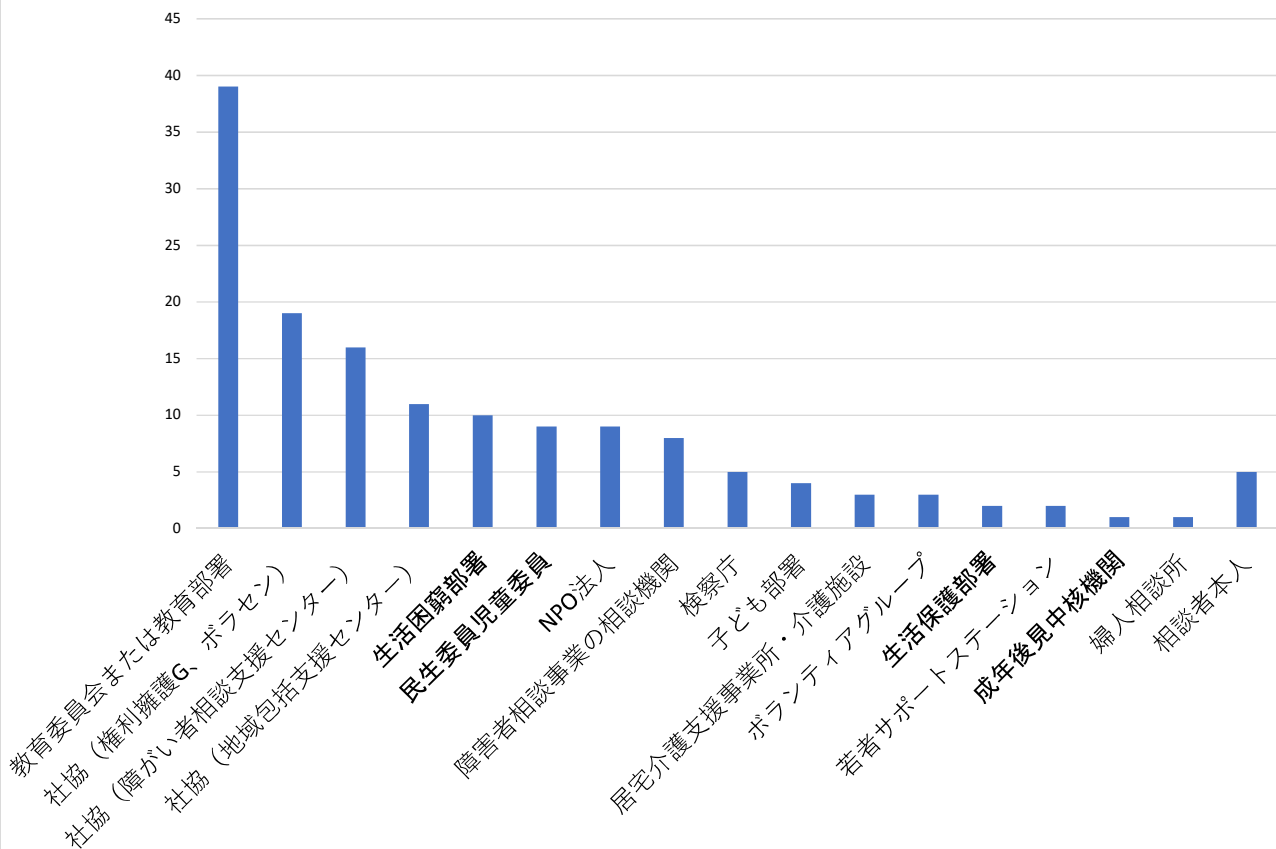
世帯構成



C S Wに寄せられた相談の主な内容（実人数）



C S Wに寄せられた相談の経路（実人数）



CSWの介入後の「深刻度」の変化

